

公 示 日：2024 年 9 月 4 日（水）

調達管理番号：24a00606

国 名：フィリピン国

担 当 部 署：社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チーム

調 達 件 名：フィリピン国包蔵水カデータベース化支援プロジェクト詳細計画策定
調査（電力政策／経済・財政分析）

適用される契約約款：「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：電力政策／経済・財政分析
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2024 年 10 月中旬から 2025 年 1 月下旬
- （2）業務人月：0.93
- （3）業務日数：準備業務 4 日、現地業務 16 日、整理業務 4 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1 部
 - （2）見積書提出部数：1 部
 - （3）提出期限：2024 年 9 月 18 日（水）（12 時まで）
 - （4）提出方法：電子データのみ
- 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 4 月）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年9月30日（月）までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	電力政策／経済・財政分析に係る各種業務
対象国及び類似地域	フィリピン及び東南アジア
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

フィリピン共和国（以下、同国）のエネルギー省（Department of Energy 以下、「DOE」という）は、フィリピンエネルギー計画 2020-2050（Philippine Energy Plan 以下、「PEP」という）において、同国の総電力量に占める再生可能エネルギーの割合を、2030 年に 35%、2040 年までに 50%とする目標に掲げている（2023 年の実績で 22.3%）。PEP では、再生可能エネルギーとして、太陽光、風力と並んで、水力の開発をクリーンでレジリエントかつ持続可能という観点から重要視している。同国の人口は、2025 年の約 1 億 1,386 万人から 2055 年までに 1 億 3,800 万人まで増加すること（フィリピン統計庁、2024 年 1 月）及び、GDP 成長率予測は、2024 年 6.0%、2025 年 6.2%と見込まれており（IMF、2024 年 7 月）、堅調なエネルギー需要の増加が見込まれ、持続可能なエネルギーインフラの導入が重要な開発課題である。同国がエネルギートランジションに向けた歩みを進めることは、国内エネルギー消費量の半分程度を占める化石燃料輸入を減らし、自国のエネルギー独立性を高める点からも重要性が益々高まっている。

PEP において、同国は、再生可能エネルギーを 2050 年時点に約 107GW 導入

することを目標としている（2022年時点：約8GW）。太陽光及び風力の大量導入が計画されており、系統の不安定化が懸念されることから調整力の確保が必要である。水力発電については、2023-2028年の770MW及び、2029-2050年までに6,030MWの新しい発電容量の追加を計画しており、その実現のため、国家プロジェクトを推し進めると共に内外の民間投資の呼び込みに積極的である。DOEは、2012年にJICAの支援を受け100kW～10MWの規模の水力発電のインベントリーを整備したが、上記の目標達成のため、100M級の大規模水力発電所（貯水地式及び揚水式）についてインベントリーを更新したいという強い希望を有している。JICA支援の成果も活用され小・中規模の水力発電の導入が進んできているものの、ベースロードとして期待される大規模な水力発電については開発余地が大きい。また、調整力として系統安定化に寄与する重要性を鑑み、上記PEP目標上の水力発電の追加容量6,030MWの内、2,400MWの揚水発電の追加を計画している。他方、大規模投資を伴う水力開発には投資環境整備が重要であり、同国は、外資参入障壁の低減やグリーンエネルギーオプシオンプログラムなど相当数の施策による投資環境整備を行ってきたものの、先述の水力発電導入目標値達成のためには、更なる投資環境改善が必要な状況である。

こうした状況下、「包蔵水力データベース化支援プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の実施に係る支援が要請された。この要請を受け、JICAは関連情報を収集・整理し、本プロジェクトの協力枠組み及び実施方法・留意事項について相手国関係機関と確認・協議し合意文書を締結することを目的に詳細計画策定調査を実施する。

なお、同国は、世界気候リスク指数で気候変動による異常気象の影響を受けやすい国の4位にランクされ、適応策の実施も喫緊の課題となっている。世界銀行が発行した国別気候変動報告書（2022年）によると、降水量の地域的および季節的な分布に変化が生じる可能性があり、洪水や干ばつの頻度と規模の増加の影響に対処することも重要である。これらに鑑み、今後の水力発電所の開発計画策定においては、気象変動を考慮し、さらに洪水と干ばつに対するレジリエンス確保の視点を持って進めることがますます重要になっている。JICAは、同国の水資源セクターの効果的な開発計画の策定及び組織・制度改革を通じて、統合水資源管理の実施が強化されることを目的に「統合水資源管理アドバイザー業務」を実施しており、本プロジェクトは当該プロジェクトの成果も活用連携し、実施することを想定している。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整し、担当分野に係る協力計画の策定のために必要な以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2024 年 10 月中旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、JICA 及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 先方政府の関係機関や他ドナー等に対する担当分野に係る質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ③ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案のうち、担当分野の検討を行う。調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ④ 連携を目的とした「統合水資源管理アドバイザー業務」の調査団との打ち合わせに出席し、同案件で調査が進んでいる河川流域に関する情報、治水・利水・洪水対策及び灌漑に関する情報を確認し、本業務の実施に活かす。

(2) 現地業務 (2024 年 10 月下旬～2024 年 11 月中旬)

- ① JICA 事務所等及び先方政府の関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ② 事前に配付した質問票への回答や上記を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - i. 担当分野に係る要請背景・内容
 - ii. 関連する開発計画、政策、制度、本プロジェクトの位置づけ(主となる評価分析団員を支援する形で協力する)
 - iii. DOE 及び関連各組織(主となる評価分析団員を支援する形で協力する)
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制 (C/P 機関における部署別人数、各人の教育バックグラウンド、業務経験含む)
 - (c) 関連組織との役割分担、指揮命令系統
 - (d) 水力開発調査に係る現状

- (e) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- iv. 電力セクター現状
 - (a) 非再エネ含む電源開発の現状・投資環境（環境社会配慮事項含む）
 - (b) 再エネ推進関連政策・目標
 - (c) 経済財務に関連する計画
- v. 民間投資による電源開発に係る現状
 - (a) 法的枠組及び関係組織
 - (b) 投資促進に係る政策
 - (c) 投資障壁及び阻害要因

- ③ 調査結果に基づき、担当分野の本プロジェクトの実施案（活動、期間、実施体制）を作成する。
- ④ 関係者との協議を踏まえ、担当分野に係る R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M : Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制（関連する組織、分野別能力・人数）を検討する。
- ⑤ 実施機関に対する R/D（案）を含む M/M（案）の説明に参加し、必要に応じて担当分野に係る内容の説明、補足を行う。
- ⑥ 担当分野に係る調査結果を JICA 事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2024 年 11 月下旬～2025 年 1 月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 担当分野について、リスク管理チェックシート（案）の作成に協力する。
- ③ 担当分野について、事業事前評価表（案）を作成に協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 3 部）

2025 年 1 月 15 日（水）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年7月追記版）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

8. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年10月下旬～11月中旬を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

なお、各詳細計画の時期については、以下の調査団員の都合も踏まえ最終調整する可能性もあります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- i. 総括（JICA）
- ii. 協力企画（JICA）
- iii. 電力政策／経済・財政分析（本コンサルタント）
- iv. 評価分析（JICAが別途契約をするコンサルタント）
- v. 水力開発（JICAが別途契約をするコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA 事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舍手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

（2）参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・ フィリピン共和国 水力発電資源インベントリー調査ファイナルレポート
(フィリピン共和国 水力発電資源インベントリー調査ファイナルレポート
- (jica.go.jp))
- ② 本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チームにて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (imgne@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - i. 配付資料：「要請書」
 - ii. 配付依頼メール
 - ・ タイトル：「配付依頼：要請書」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況について

は、JICA フィリピン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上